

公 示 公 告

令和元年 12 月 11 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 令和元年度自動車運転手に対する第 2 回特別定期健康診断業務委託（単価契約）
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「見積り合せ要領」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：令和元年度自動車運転手に対する第2回特別定期健康診断業務委託（単価契約）

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和元年12月11日に公示公告した「令和元年度自動車運転手に対する第2回特別定期健康診断業務委託（単価契約）」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

3 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 令和元年度自動車運転手に対する第2回特別定期健康診断業務委託（単価契約）

(2) 内容、納入期限及び納入場所
別添仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和元年12月23日（月）午後5時まで（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

また、本件は、単価契約となるため、見積書の金額は、各検査項目の受検見込人員数に単価を乗じた金額を記載してください（別表を参照）。

5 見積書の提出期限（3(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

6 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。

- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：芝原）

電 話 03-3264-5864（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

令和元年12月18日（水）正午まで

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

令和元年度自動車運転手に対する第2回特別定期健康診断業務委託仕様書

第1 適用

本仕様書は、最高裁判所（以下「発注者」という。）が、裁判所職員健康安全管理規程等に基づき、裁判所職員の保健及び安全保持のため、最高裁判所及び司法研修所の自動車運転手に対して実施する第2回特別定期健康診断に適用する。

なお、健康診断の検査項目及び検査内容は、別表のとおりである。

第2 業務範囲

- 1 診察に必要な器具等の準備
- 2 診察の実施
- 3 診察結果の報告
- 4 個人別診断結果報告書の作成

第3 診察の実施場所及び実施期間

1 実施場所

最高裁判所（所在地・東京都千代田区隼町4番2号）

2 実施期間

令和2年1月14日（火）から同年3月11日（水）まで

ただし、検査は上記実施期間内の2日間（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）で定める裁判所の休日を除く。）で行うものとし、具体的な実施日時は、発注者の指定した監督職員（以下「監督職員」という。）及び受注者が協議して定める。

第4 受検見込人員数

別表記載のとおり。ただし、受検見込人員数は最低受検人員数を保証するものではないので、受検人員数がこの受検見込人員数と相違しても、受注者は異議を申立てできない。

第5 実施態勢

- 1 受注者は、健康診断に関する法令及び規則を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、第3の1の実施場所と同じ東京都内に医療法（昭和23年法律205号）第7条1項の規定による病院又は診療所の開設許可（以下「開設許可」という。）を受けていなければならない。開設許可を受けていない場合は、上記実施場所を管轄する保健所に対して所要の手續（昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知又は平成7年11月29日付け健政発第927号厚生省健康政策局長通知）を行い、健康診断実施日の前日までに、開設許可を受けなければならない。
- 3 受注者は、上記2の開設許可を受けたことを証明する写しを、健康診断実施日の前日までに、監督職員に提出する。
- 4 受注者は、健康診断の検査方法等について、正当な事由がない限り、監督職員の指示に従わなければならない。
- 5 受注者は、健康診断を、第3の1の実施場所において実施期間内（受検時間を含む。）に滞りなく遂行できるよう、十分な事前準備（器具及び実施スタッフを含む。）を行う。
- 6 受注者は、健康診断実施日において、健康診断の実施場所に最低1人の医師を派遣するものとし、事前に監督職員が準備した健康診断票に基づき検査を実施する。
- 7 受注者は、医師を含む担当業務別の配置スタッフの名簿を、健康診断実施日前日までに、監督職員に提出する。
- 8 受注者は、健康診断の実施に当たり、受検する職員に無用な不快感及び不安感等を与えることのないよう留意しなければならない。
- 9 受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に委託してはならない。ただし、発注者が事前に承諾した場合は、この限りでない。
- 10 監督職員は、事前に受検者に対して健康診断票を交付する。
- 11 監督職員は、受注者に対し、事前に受検対象者の個人情報に記載した名簿

（電子データ）を交付する。

なお、個人情報とは、受検対象者の氏名（フリガナ）、性別、生年月日及び年齢（令和２年３月３１日現在とする。）をいう。

第６ 健康診断票

受注者は、全受検者について、事前に監督職員が受検者に対して交付する健康診断票に、受検者ごとに全検査項目の結果及び検査医の判定を記載し、かつ、検査医が記名押印したものを、健康診断実施日の翌営業日（「営業日」とは、裁判所の休日に関する法律（昭和６３年法律第９３号）で定める裁判所の休日を除いた日をいう。以下同じ。）から起算して１０営業日以内に発注者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）に提出し、補正の要否の確認を受けるものとする。

第７ 業務責任者等

- 1 受注者は、契約締結後速やかに業務責任者を定め、書面により監督職員に通知する。
- 2 業務責任者は、監督職員と事前の打合せを行い、健康診断及びその他の付随業務が円滑に実施されるよう努めなければならない。
- 3 業務責任者は、業務履行中に事故等が発生した場合は、直ちに対応し、監督職員に報告するとともに、速やかに調査を行い、その原因等を監督職員に報告する。

第８ 業務完了の検査

- 1 受注者は、業務が完了（一部の完了を含む。）した場合には、その旨を検査職員に対し、書面により通知しなければならない。
- 2 検査職員は、上記１の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して１０日以内に、必要な検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 本業務の履行期限は、令和２年３月３１日（火）までとする。

第９ 経費負担

本業務に必要な経費（第5の2の医療法（昭和23年法律205号）第7条1項の規定による病院又は診療所の開設許可に要する経費を含む。），検査器材，備品及び消耗品等は，全て受注者の負担とする。

第10 その他

- 1 本業務により発生した廃棄物等は，全て受注者の責任により処分する。
- 2 発注者は，受注者に対し，監督職員及び検査職員を速やかに通知する。
- 3 その他本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は，発注者及び受注者の協議の上，定めるものとする。

(別表)

検査項目・受検見込人員数等

	番号	検査項目	検査内容	受検見込人員数（人）
第2回特別定期健康診断	1	自覚症状等の検査	問診（医師を1名以上含む。）	25
	2	視力検査	5 m視力（左右及び両目）	25
	3	聴力検査	オーディオメーター（1000Hz／4000Hz）	25
	4	平衡機能検査	問診・検査	25
	5	握力検査	握力計を用いて左右計測	25
	6	血圧測定		25
	7	上肢，頸部及び腰部の機能検査	神経根牽引テスト，アドソンテスト，アレンテスト，ライトテスト，知覚障害，圧痛，疼痛（整形外科医によって行う。）	25